

独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計
検査の結果についての報告書（要旨）

平成20年11月

会計検査院

検査の背景及び実施状況

1 参議院からの検査要請の内容

(1) 検査の対象

全独立行政法人

(2) 検査の内容

独立行政法人についての次の各事項

① 業務及び財務の状況

② 各独立行政法人における契約制度、落札率等入札、契約の状況

2 検査の対象とした独立行政法人

主務省	検査対象法人	主務省	検査対象法人	
内閣府	独立行政法人国立公文書館	厚生労働省	独立行政法人医薬基盤研究所	
	独立行政法人国民生活センター		独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	
	独立行政法人北方領土問題対策協会		年金積立金管理運用独立行政法人	
総務省	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	農林水産省	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
	独立行政法人情報通信研究機構		独立行政法人種苗管理センター	
	独立行政法人統計センター		独立行政法人家畜改良センター	
	独立行政法人平和祈念事業特別基金		独立行政法人水産大学校	
	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	
外務省	独立行政法人国際協力機構	独立行政法人農業生物資源研究所		
	独立行政法人国際交流基金	独立行政法人農業環境技術研究所		
財務省	独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人国際農林水産業研究センター		
	独立行政法人造幣局	独立行政法人森林総合研究所		
	独立行政法人国立印刷局	独立行政法人水産総合研究センター		
	独立行政法人通関情報処理センター	独立行政法人農畜産業振興機構		
	独立行政法人日本万国博覧会記念機構	独立行政法人農業者年金基金		
文部科学省	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	経済産業省	独立行政法人農林漁業信用基金	
	独立行政法人大学入試センター		独立行政法人緑資源機構	
	独立行政法人国立青少年教育振興機構		独立行政法人経済産業研究所	
	独立行政法人国立女性教育会館		独立行政法人工業所有権情報・研修館	
	独立行政法人国立国語研究所		独立行政法人日本貿易保険	
	独立行政法人国立科学博物館		独立行政法人産業技術総合研究所	
	独立行政法人物質・材料研究機構		独立行政法人製品評価技術基盤機構	
	独立行政法人防災科学技術研究所		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
	独立行政法人放射線医学総合研究所		独立行政法人日本貿易振興機構	
	独立行政法人国立美術館		独立行政法人原子力安全基盤機構	
	独立行政法人国立文化財機構		独立行政法人情報処理推進機構	
	独立行政法人教員研修センター		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	
	独立行政法人科学技術振興機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
	独立行政法人日本学術振興会		国土交通省	独立行政法人土木研究所
	独立行政法人理化学研究所			独立行政法人建築研究所
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人交通安全環境研究所		
	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人海上技術安全研究所		
	独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人港湾空港技術研究所		
	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人電子航法研究所		
	独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人航海訓練所		
	独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人海技教育機構		
	独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人航空大学校		
	独立行政法人国立大学財務・経営センター	自動車検査独立行政法人		
	独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国際観光振興機構		
厚生労働省	独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人水資源機構		
	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人自動車事故対策機構		
	独立行政法人勤労者退職金共済機構	独立行政法人空港周辺整備機構		
	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	独立行政法人海上災害防止センター		
	独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人都市再生機構		
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人奄美群島振興開発基金		
	独立行政法人労働政策研究・研修機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		
	独立行政法人雇用・能力開発機構	独立行政法人住宅金融支援機構		
	独立行政法人労働者健康福祉機構	独立行政法人国立環境研究所		
	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人環境再生保全機構		
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構		

検査の結果

1 業務及び財務の状況

(1) 業務の状況

～主として、各独立行政法人において実施されている業務の内容やその改廃の状況、目標設定と評価の状況について分析～

○ 独立行政法人の統廃合及び勘定の改廃による業務の状況

平成20年3月末までに統廃合の対象とされた23法人が9法人に整理され、この結果14法人が削減されているが、統廃合された法人が行っていた業務は、22法人で統合先法人に承継されており、1法人で国に再度移管されている。また、これ以外にも、業務の追加又は廃止により、13勘定が廃止され、8勘定が新たに設置されている。

○ 目標設定と評価

繰越欠損金が多額となっている11法人12勘定の中には、繰越欠損金の解消に向けての目標を設定しているものもあるが、当該勘定の収益等の改善を目標として設定したにとどまっていたり、繰越欠損金の解消や収支改善についての目標を設定していなかったりなどして、必ずしも、定量的かつ高水準の目標設定とはなっていないものがある。そして、上記について、18年度の年度評価の状況をみると、繰越欠損金が前年度に比べて増加している法人・勘定においても、中期目標又は中期計画を達成しているなどとしている状況である。

＜繰越欠損金が増加している法人・勘定の目標設定と評価＞

(単位：億円)

法人名	勘定名	中期目標	繰越欠損金		18年度評価(参考)	
			平成18年度末	対前年度増減額	段階	記述
科学技術振興機構	文献情報提供	文献情報提供勘定については、新たな経営改善計画を策定して、自己収入の増加を図り、効率的な業務運営に取り組むことにより、平成21年度にまでに単年度黒字化を達成するとともに、継続的な収益性の改善に努める。	754	12	A (5段階の第2順位)	中期計画どおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、又は中期目標を上回るペースで実績を上げている。
情報通信研究機構	基盤技術研究促進	基盤技術研究の委託については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定する基準を満さないものには、研究開発の中止又は研究計画の変更を行い、委託研究からの収益納付の可能性を高める。	480	36	A (5段階の第2順位)	中期目標を十分達成
新エネルギー・産業技術総合開発機構	基盤技術研究促進	産業投資特別会計から出資を受けて実施する業務の収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて収益改善に向けた取組を行うものとする。	414	22	B (5段階の第3順位)	質・量の両面においておおむね中期計画を達成
労働者健康福祉機構	—	独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を果たしていくため、中期目標期間において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立して、収支相償(損益均衡)を目指す。	240	40	A (5段階の第2順位)	中期計画を上回っている。

(2) 財務の状況

○ 独立行政法人化に伴う政府出資金の状況

独立行政法人化に伴い、政府出資金が減少している法人は27法人であり、その減少額は、国が承継したことによるものなどを控除すると計11兆4017億円となっている。

＜政府出資金の減少額が多い上位5法人＞

(単位：億円)

法人名	旧法人名	承継前 政府出資金 (A)	承継後 政府出資金 (B)	減少額 (C)=(A-B)	左の減少額 のうち国庫 返納分(D)	実質的な 減少額 (C-D)	政府出資金の減少の主な理由
日本原子力研究開発機構	日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構	48,475	7,921	40,553	-	40,553	・研究開発費の使用分を欠損金として扱っていたものを整理したことによるもの(4兆2215億円)
宇宙航空研究開発機構	宇宙開発事業団	31,225	4,813	26,411	11	26,400	・研究開発費の使用分を欠損金として扱っていたものを整理したことによるもの(2兆6609億円)
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構	21,607	8,059	13,548	119	13,429	・建物等の保有資産の経年劣化等に伴う減価償却によるもの(6155億円) ・承継資産の時価評価減によるもの(3587億円) ・施設の譲渡等による除売却損によるもの(3576億円)
労働者健康福祉機構	労働福祉事業団	7,665	1,562	6,102	94	6,007	・建物等の保有資産の経年劣化等に伴う減価償却によるもの(3240億円) ・承継資産の時価評価等の減によるもの(2704億円)
科学技術振興機構	科学技術振興事業団	6,304	1,886	4,418	-	4,418	・研究開発費の使用分を欠損金として扱っていたものを整理したことによるもの(4327億円)

○ 国有財産台帳における政府出資金の状況

18年度末における政府出資金に係る台帳価格(純資産額をもって評価された価格)が出資額の累計に比べて減少している法人・勘定が59法人85勘定あり、その減少額は計1兆1981億円となっている。また、この中には、負債が資産を超過していることから、台帳価格が0円となっている法人・勘定が7法人7勘定あり、これらの法人・勘定における負債超過額は計5885億円となっている。

＜台帳価格が出資額の累計に比べて減少している額が多い上位10法人・勘定＞
(単位：億円)

法人名	勘定名	貸借対照表に計上されている平成18年度末の政府出資金 (A)	台帳価格 (B)	差額 (B) - (A)	参考・18年度貸借対照表	
					資産	負債
都市再生機構	都市再生	8,267	5,009	△ 3,257	135,369	130,347
宇宙航空研究開発機構	—	5,444	4,358	△ 1,085	7,845	3,486
都市再生機構	宅地造成等経過	876	—	△ 876	27,140	27,738
日本原子力研究開発機構	電源利用	5,282	4,445	△ 837	5,202	622
科学技術振興機構	文献情報提供	936	182	△ 754	202	19
情報通信研究機構	基盤技術研究促進	548	68	△ 480	83	14
新エネルギー・産業技術総合開発機構	基盤技術研究促進	516	101	△ 414	108	6
理化学研究所	—	2,531	2,137	△ 393	2,780	533
情報処理推進機構	特定プログラム開発承継	481	104	△ 377	104	0
日本原子力研究開発機構	一般	2,638	2,277	△ 361	2,697	416
計		27,524	18,686	△ 8,838		

＜台帳価格が0円となっている法人・勘定＞ (単位：億円)

法人名	勘定名	貸借対照表に計上されている平成18年度末の政府出資金	参考・18年度貸借対照表		
			資産 (A)	負債 (B)	負債超過額 (A) - (B)
都市再生機構	宅地造成等経過	876	27,140	27,738	△ 598
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	海事	252	2,739	2,947	△ 208
中小企業基盤整備機構	小規模企業共済	155	101,700	106,498	△ 4,797
農畜産業振興機構	生糸	50	57	65	△ 7
医薬品医療機器総合機構	審査等	11	67	75	△ 7
雇用・能力開発機構	財形	10	9,058	9,323	△ 264
高齢・障害者雇用支援機構	障害者職業能力開発	0.3	2	3	△ 0.5
計		1,357	140,766	146,651	△ 5,885

○ 精算収益化額の国庫納付の状況

精算収益化額を上回る前期からの繰越欠損金があることなどから、精算対象積立金（中期目標期間の最終年度に係る利益処分又は損失処理を行った後の積立金）を計上できないため、中期目標期間中に交付された運営費交付金のうち業務運営の財源に充てられなかった金額（精算収益化額に相当）が国庫に納付されず、法人内部に現金・預金等として留保されることとなっているものが2法人2勘定、計3億円ある。

○ 繰越欠損金の状況

18年度末に繰越欠損金を計上しているものが30法人46勘定ある。この中には、独立行政法人化に伴い、旧法人が計上していた繰越欠損金を政府出資金等で処理したものの、再び10億円以上の繰越欠損金を計上しているものが2法人2勘定ある。

○ 資産の処分等により得られた収入等の状況

政府出資又は政府出資見合いの資産を売却して得た資金については、相応の減資を行って政府出資金を国庫に納付する規定がないため、法人内部に留保されているものが14法人、計290億円ある。また、売却以外の資産の処分（敷金・保証金の返戻14法人、計27億円、関係会社の清算処理等4法人、計26億円）により得た資金や旧法人から承継した政府出資見合いの金融資産（1法人25億円）についても、同様の事態となっていて、法人内部に留保されているものが14法人、計79億円ある。

2 契約制度、落札率等入札及び契約の状況

(1) 独立行政法人の契約制度の状況

～独立行政法人の契約制度は、国の制度と相違するだけでなく、法人間でも一律な制度とはなっていないことを踏まえて分析～

○ 競争契約における基準の状況

一般競争契約における公告について、公告期間、公告の方法等を明確に会計規程等で定めていない法人が4法人あり、公告期間の下限が国の基準を下回っている法人が45法人ある。また、指名競争契約限度額（予定価格が少額であることにより指名競争契約によることができることとされる予定価格の限度額）について、国の金額基準を上回る基準を設定している法人が11法人ある。

○ 随意契約要件の設定状況

随意契約によることができる範囲が明確かつ具体的でない包括的随契条項又は契約相手方が公益法人の場合は随意契約ができるとする公益法人随契条項を設定している法人がそれぞれ54法人、11法人ある。

○ 企画競争又は公募の状況

企画競争又は公募については、それぞれ93法人、71法人が制度を導入しているが、このうち実施方法に係る要領、マニュアル等を整備している法人はそれぞれ37法人、27法人にとどまる。

○ 予定価格の作成

契約の発注に際し、予定価格を作成しなければならない旨が会計規程等に明確に定められていない法人が3法人ある。また、予定価格の作成の省略に関する取扱いについても、省略する理由や対象範囲が明確でなく、その妥当性に疑義のあるものがある。さらに、国の場合、予定価格が100万円を超えない随意契約に限って作成を省略でき

るとしているが、これよりも高額に設定している法人も36法人ある。

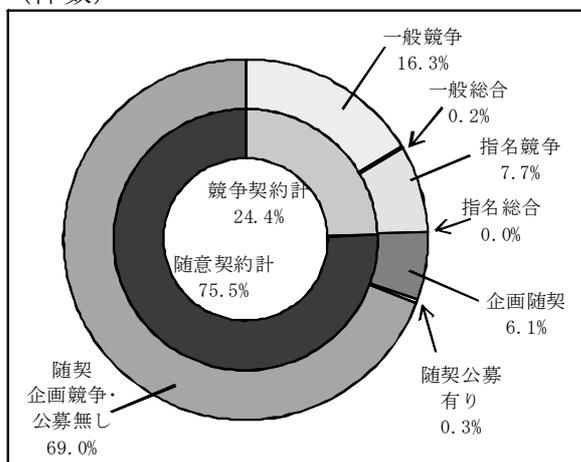
(2) 入札及び契約全般の状況について

～全独立行政法人102法人の国内のすべての事務所等において18年度及び19年度（12月まで）に締結された支出原因契約（国において少額随契が認められる予定価格以下の契約等は除く。）を対象～

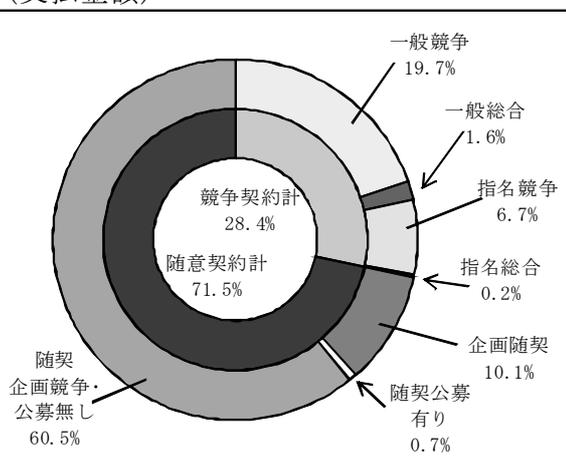
○ 契約方式の状況

随意契約の割合は、件数では18年度75.5%、19年度（12月まで）74.4%、支払金額では18年度71.5%、19年度（12月まで）75.1%となっていて、競争契約の割合よりも高い。

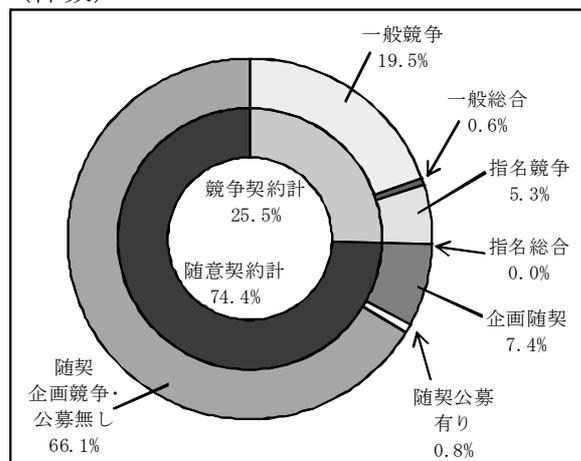
①平成18年度 (件数)



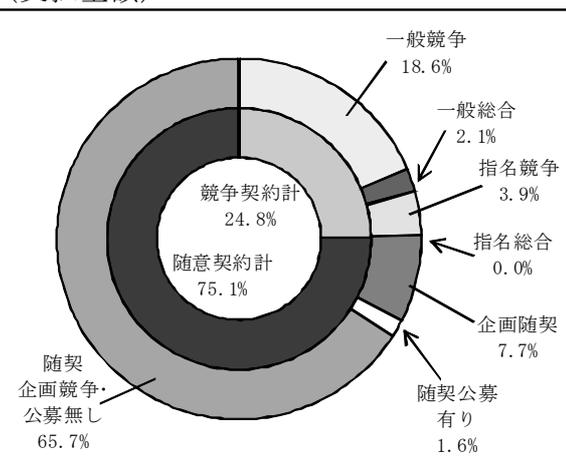
(支払金額)



②平成19年度（12月まで） (件数)



(支払金額)



「一般競争」：総合評価方式によらない一般競争契約、「一般総合」：総合評価方式による一般競争契約、「指名競争」：総合評価方式によらない指名競争契約、「指名総合」：総合評価方式による指名競争契約、「企画随契」：企画競争を経た随意契約、「随契公募有り」：公募を経た随意契約（企画競争が行われたものを除く。）、「随契企画競争・公募無し」：企画競争又は公募を経ない随意契約

○ 落札率の状況

平均落札率は、競争契約が18年度88.8%、19年度（12月まで）89.0%となっているのに対し、随意契約はそれぞれ96.5%、96.4%となっていて、競争契約より7.7ポイント、7.4ポイント高く、競争性及び経済性の面で十分ではない状況となっている。

①平成18年度 (単位：件、%)

落札率	一般競争契約(A)		指名競争契約(B)		競争契約(C)=(A)+(B)		随意契約(D)		合計(C)+(D)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
100%	1,733	11.8	282	3.6	2,015	8.9	18,862	52.0	20,877	35.5
99%以上100%未満	2,966	20.2	557	7.1	3,523	15.7	4,734	13.0	8,257	14.0
99%以上	4,699	32.1	839	10.7	5,538	24.6	23,596	65.1	29,134	49.6
95%以上99%未満	3,502	23.9	2,166	27.7	5,668	25.2	5,673	15.6	11,341	19.3
90%以上95%未満	1,903	13.0	1,853	23.7	3,756	16.7	2,875	7.9	6,631	11.3
80%以上90%未満	1,808	12.3	1,292	16.5	3,100	13.8	2,420	6.6	5,520	9.4
80%未満	2,713	18.5	1,664	21.2	4,377	19.5	1,656	4.5	6,033	10.2
計	14,625	100	7,814	100	22,439	100	36,220	100	58,659	100
平均落札率	89.6		87.5		88.8		96.5		93.6	

②平成19年度（12月まで） (単位：件、%)

落札率	一般競争契約(A)		指名競争契約(B)		競争契約(C)=(A)+(B)		随意契約(D)		合計(C)+(D)	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
100%	1,604	11.2	179	4.4	1,783	9.8	12,265	52.2	14,048	33.7
99%以上100%未満	2,666	18.7	286	7.1	2,952	16.2	3,044	12.9	5,996	14.3
99%以上	4,270	30.0	465	11.6	4,735	26.0	15,309	65.2	20,044	48.1
95%以上99%未満	3,527	24.8	1,056	26.4	4,583	25.1	3,579	15.2	8,162	19.5
90%以上95%未満	1,986	13.9	768	19.2	2,754	15.1	1,792	7.6	4,546	10.9
80%以上90%未満	1,897	13.3	693	17.3	2,590	14.2	1,631	6.9	4,221	10.1
80%未満	2,521	17.7	1,007	25.2	3,528	19.3	1,149	4.8	4,677	11.2
計	14,201	100	3,989	100	18,190	100	23,460	100	41,650	100
平均落札率	89.8		86.1		89.0		96.4		93.2	

○ 競争契約の実施状況

応札者が5者以上のものは、18年度39.3%、19年度（12月まで）29.1%である一方、1者応札のものが18年度25.7%、19年度（12月まで）35.3%ある。

①平成18年度 (単位：件、百万円)

区分	契約方式	応札者数					計
		1者	2者	3者	4者	5者以上	
件数	競争契約	6,504 (25.7%)	3,835 (15.1%)	3,014 (11.9%)	1,988 (7.8%)	9,948 (39.3%)	25,289 (100%)
	一般競争契約	6,442 (37.4%)	3,207 (18.6%)	2,157 (12.5%)	1,540 (8.9%)	3,833 (22.3%)	17,179 (100%)
	指名競争契約	62 (0.7%)	628 (7.7%)	857 (10.5%)	448 (5.5%)	6,115 (75.4%)	8,110 (100%)
支払金額	競争契約	114,158 (22.7%)	55,329 (11.0%)	57,125 (11.3%)	50,746 (10.0%)	225,532 (44.8%)	502,892 (100%)
	一般競争契約	113,361 (29.9%)	44,816 (11.8%)	47,006 (12.4%)	45,927 (12.1%)	127,462 (33.6%)	378,574 (100%)
	指名競争契約	796 (0.6%)	10,512 (8.4%)	10,119 (8.1%)	4,818 (3.8%)	98,070 (78.8%)	124,317 (100%)

②平成19年度（12月まで）

（単位：件、百万円）

区分	応札者数		1者	2者	3者	4者	5者以上	計
	契約方式							
件数	競争契約		6,812 (35.3%)	3,278 (16.9%)	2,325 (12.0%)	1,252 (6.4%)	5,624 (29.1%)	19,291 (100%)
	一般競争契約		6,786 (44.6%)	2,954 (19.4%)	1,874 (12.3%)	1,040 (6.8%)	2,548 (16.7%)	15,202 (100%)
	指名競争契約		26 (0.6%)	324 (7.9%)	451 (11.0%)	212 (5.1%)	3,076 (75.2%)	4,089 (100%)
支払金額	競争契約		57,997 (27.9%)	25,477 (12.2%)	29,868 (14.4%)	11,505 (5.5%)	82,520 (39.7%)	207,369 (100%)
	一般競争契約		57,864 (33.2%)	23,636 (13.5%)	27,821 (15.9%)	9,797 (5.6%)	54,987 (31.5%)	174,107 (100%)
	指名競争契約		133 (0.4%)	1,841 (5.5%)	2,047 (6.1%)	1,708 (5.1%)	27,532 (82.7%)	33,262 (100%)

応札者数と平均落札率の関係をみると、1者応札の場合は、平均落札率が18年度95.3%、19年度（12月まで）95.1%となっているのに対して、複数応札の場合はこれを8.9ポイント、9.7ポイント下回っており、競争契約であっても1者応札については実質的に競争性を確保しにくい状況となっている。

①平成18年度

（単位：件、%）

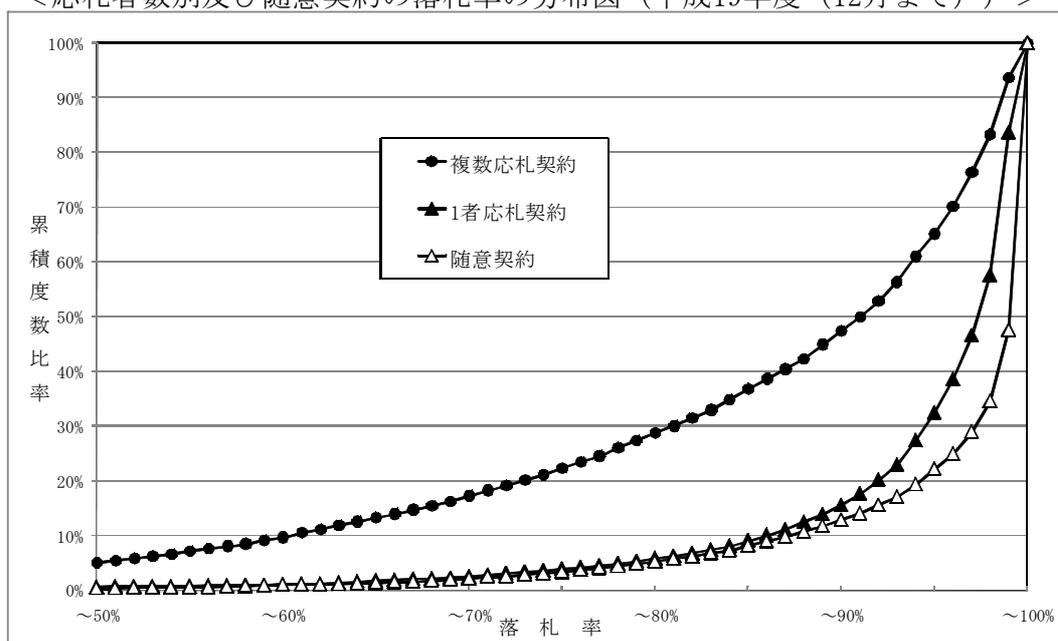
落札率	1者応札		複数応札										計	
			2者		3者		4者		5者以上					
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
100%	1,090	17.4	925	5.7	299	8.3	257	9.3	142	8.9	227	2.7	2,015	8.9
99%以上100%未満	1,808	28.8	1,715	10.5	601	16.7	395	14.3	149	9.4	570	6.8	3,523	15.7
99%以上	2,898	46.3	2,640	16.3	900	25.0	652	23.7	291	18.4	797	9.6	5,538	24.6
95%以上99%未満	1,746	27.9	3,922	24.2	898	24.9	599	21.8	360	22.7	2,065	24.9	5,668	25.2
90%以上95%未満	751	12.0	3,005	18.5	536	14.9	431	15.7	232	14.6	1,806	21.8	3,756	16.7
80%以上90%未満	521	8.3	2,579	15.9	521	14.4	413	15.0	276	17.4	1,369	16.5	3,100	13.8
80%未満	342	5.4	4,035	24.9	741	20.6	649	23.6	420	26.5	2,225	26.9	4,377	19.5
計	6,258	100	16,181	100	3,596	100	2,744	100	1,579	100	8,262	100	22,439	100
平均落札率	95.3		86.4		88.6		86.8		86.2		85.3		88.8	

②平成19年度（12月まで）

（単位：件、%）

落札率	1者応札		複数応札										計	
			2者		3者		4者		5者以上					
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
100%	1,079	16.2	704	6.1	239	7.6	184	8.4	71	5.9	210	4.1	1,783	9.8
99%以上100%未満	1,744	26.1	1,208	10.4	461	14.6	274	12.5	117	9.7	356	7.1	2,952	16.2
99%以上	2,823	42.3	1,912	16.5	700	22.2	458	20.9	188	15.7	566	11.3	4,735	26.0
95%以上99%未満	2,011	30.1	2,572	22.3	761	24.2	453	20.7	231	19.3	1,127	22.5	4,583	25.1
90%以上95%未満	899	13.4	1,855	16.0	492	15.6	365	16.6	188	15.7	810	16.1	2,754	15.1
80%以上90%未満	570	8.5	2,020	17.5	567	18.0	372	17.0	224	18.7	857	17.1	2,590	14.2
80%未満	357	5.3	3,171	27.5	622	19.7	540	24.6	363	30.4	1,646	32.8	3,528	19.3
計	6,660	100	11,530	100	3,142	100	2,188	100	1,194	100	5,006	100	18,190	100
平均落札率	95.1		85.4		88.4		86.5		84.3		83.3		89.0	

＜応札者数別及び随意契約の落札率の分布図（平成19年度（12月まで））＞



(3) 随意契約の実施状況及び随意契約とした理由の妥当性

○ 随意契約とした適用理由の状況

「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を適用理由とする契約が半数以上を占めているが、「法人独自の理由による随意契約」や「法人独自の規定による少額随契」を適用理由とするものも相当数あり、これらも含めると9割を超えている。

○ 随意契約とした理由の妥当性

契約の一部を抽出して随意契約とした理由の妥当性を実際に検証したところ、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」等を理由として契約相手方を選定している随意契約の中には、その理由の妥当性に関して検討すべきであったと認められた契約が955件見受けられた。

＜事例＞

- ・ 太陽光発電システムの設置工事について、既存のシステムを熟知していることが不可欠であることを理由に、特定の業者と随意契約を行っていた。
- ・ 食堂等の机及びいすの調達について、1週間の短期間に3回、同一業者と少額随契を行っていた。
- ・ 工場出入口の監視等に係る業務について、守秘義務の順守及びセキュリティの確保が確実であることなどを理由に、特定の業者と随意契約を行っていた。
- ・ 労働者派遣業務について、業務に習熟した労働者の専門的技術・能力の提供を継続して受ける必要があることを理由に、前年度に契約した業者と随意契約を行っていた。

- ・公用車の運転、保守等の業務について、業務内容を十分理解していることなどを理由に、特定の関係法人と随意契約を行っていた。
- ・経理関係資料等作成業務について、当該業務の円滑な実施が見込まれることなどを理由に、特定の関係法人と随意契約を行っていた。

○ 企画競争の実施状況

企画競争を導入している93法人のうち、3法人は参加者の募集を公示していなかったり、10法人は企画書等の審査に当たり評価項目等のすべてを参加者に開示していなかったりなど、公正性及び透明性の確保が十分でないものがある。

(4) 公益法人等に対する随意契約の実施状況及び公益法人等による再委託の状況

○ 公益法人等を契約相手方とする随意契約の実施状況

公益法人等を契約相手方とする契約については、随意契約の割合が件数で18年度93.8%、19年度（12月まで）90.7%、支払金額で18年度98.1%、19年度（12月まで）92.7%となっていて、対象契約全体でみた場合よりも件数で18年度18.3ポイント、19年度（12月まで）16.3ポイント、支払金額で18年度26.6ポイント、19年度（12月まで）17.6ポイント高い状況となっている。

①平成18年度

(件数)

(単位：件)

区分	競争契約(A)	随意契約	うち企画競争 又は公募を経 ない随意契約	計	競争契約のう ち1者応札(B)	(B)/(A)
対象契約全体	25,291 (24.4%)	78,255 (75.5%)	71,478 (69.0%)	103,546 (100%)	6,504	25.7%
公益法人等が契約相手方	388 (6.1%)	5,902 (93.8%)	5,226 (83.0%)	6,290 (100%)	167	43.0%
うち関係法人が契約相手方	183 (6.2%)	2,759 (93.7%)	2,550 (86.6%)	2,942 (100%)	75	40.9%

(支払金額)

(単位：百万円)

区分	競争契約(A)	随意契約	うち企画競争 又は公募を経 ない随意契約	計	競争契約のう ち1者応札(B)	(B)/(A)
対象契約全体	502,895 (28.4%)	1,262,687 (71.5%)	1,069,791 (60.5%)	1,765,582 (100%)	114,158	22.7%
公益法人等が契約相手方	4,035 (1.8%)	209,925 (98.1%)	180,288 (84.2%)	213,961 (100%)	2,142	53.0%
うち関係法人が契約相手方	1,523 (0.9%)	165,832 (99.0%)	147,039 (87.8%)	167,356 (100%)	621	40.7%

②平成19年度（12月まで）

(件数)

(単位：件)

区分	競争契約(A)	随意契約	うち企画競争 又は公募を経 ない随意契約	計	競争契約のう ち1者応札(B)	(B)/(A)
対象契約全体	19,291 (25.5%)	56,072 (74.4%)	49,834 (66.1%)	75,363 (100%)	6,812	35.3%
公益法人等が契約相手方	401 (9.2%)	3,937 (90.7%)	3,202 (73.8%)	4,338 (100%)	279	69.5%
うち関係法人が契約相手方	197 (10.5%)	1,665 (89.4%)	1,428 (76.6%)	1,862 (100%)	149	75.6%

(支払金額)

(単位：百万円)

区分	競争契約(A)	随意契約	うち企画競争 又は公募を経 ない随意契約	計	競争契約のう ち1者応札(B)	(B)/(A)
対象契約全体	207,369 (24.8%)	626,950 (75.1%)	548,741 (65.7%)	834,320 (100%)	57,997	27.9%
公益法人等が契約相手方	9,117 (7.2%)	116,692 (92.7%)	104,276 (82.8%)	125,809 (100%)	8,640	94.7%
うち関係法人が契約相手方	8,201 (7.8%)	96,171 (92.1%)	89,303 (85.5%)	104,373 (100%)	7,974	97.2%

○ 契約相手方とした公益法人等による再委託の状況

契約相手方が公益法人等である随意契約における再委託については、契約条項において再委託に関する規定を設けていないものが18年度14.9%、19年度（12月まで）17.2%ある。また再委託が行われている契約の再委託率をみると、再委託率が50%以上となっているものの割合が件数で46.0%、支払金額で44.8%を占めており、再委託率が90%を超えているものも、それぞれ4.4%、1.7%ある。

<再委託率の状況（平成18年度）>

(単位：件、百万円)

再委託率 区分	再委託率						合計
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%未満 計	
件数	75 (14.5%)	64 (12.3%)	47 (9.0%)	35 (6.7%)	58 (11.2%)	279 (53.9%)	517 (100%)
支払金額	21,164 (24.3%)	19,791 (22.7%)	2,294 (2.6%)	1,281 (1.4%)	3,333 (3.8%)	47,865 (55.1%)	
	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	50%以上 計	
	42 (8.1%)	45 (8.7%)	82 (15.8%)	46 (8.8%)	23 (4.4%)	238 (46.0%)	
	618 (0.7%)	2,369 (2.7%)	33,542 (38.6%)	940 (1.0%)	1,520 (1.7%)	38,991 (44.8%)	86,856 (100%)

(5) 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組の状況

各独立行政法人は、競争入札の増加等に伴う事務量の増加に対処するため、複数年契約の活用等による契約の合理化、仕様書等の様式の統一や契約事務の電子化等による事務処理の効率化・省力化等の取組を講じている。また、随意契約の理由の妥当性については、70法人が契約担当部門の審査を含む複数の部門等による事前の審査を実施している。また、契約に係る情報については、ほとんどの法人は、おおむね適切に公表している。

(6) 主な随意契約先及び再委託先における発注元独立行政法人退職者等の再就職者数

～19年4月1日現在の再就職者の状況を調査～

○ 随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況

随契先公益法人等1,301法人の9.9%に当たる129法人に、発注元独立行政法人退職者の再就職者が827人（うち国家公務員出身者は114人）在籍している。

<随契先公益法人等への再就職者数の多い上位10法人の状況（平成19年4月1日現在）>

（単位：法人、人、百万円）

発注元独立行政法人名	随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者数 (A)	随契先公益法人等数 (B)	(B)のうち発注元独立行政法人退職者の再就職者の在籍の有無別法人数		1法人当たりの平均再就職者数 (A)/(C)	(A)のうち国家公務員出身者	(C)の随契先公益法人等への随契支払額	
			「有」 (C) ((C)/(B))	「無」			平成18年度	19年度(12月まで)
都市再生機構	384	92	20 (21.7%)	72	19.2	5	57,585	33,941
日本原子力研究開発機構	131	49	16 (32.6%)	33	8.1	9	1,857	45
労働者健康福祉機構	39	28	2 (7.1%)	26	19.5	3	1,159	615
水資源機構	37	40	5 (12.5%)	35	7.4	7	933	485
雇用・能力開発機構	35	114	5 (4.3%)	109	7.0	6	32,555	25,542
住宅金融支援機構	19	12	2 (16.6%)	10	9.5	1	—	2
緑資源機構	17	28	2 (7.1%)	26	8.5	3	17	—
宇宙航空研究開発機構	16	44	6 (13.6%)	38	2.6	3	5,823	2,289
森林総合研究所	16	14	4 (28.5%)	10	4.0	16	196	115
中小企業基盤整備機構	12	88	4 (4.5%)	84	3.0	1	906	915

18年度における随契先公益法人等1法人当たりの随意契約の件数及び支払金額は、再就職者が在籍している随契先公益法人等の方が、件数で約10倍、支払金額で約23倍となっている。

（単位：法人、件、百万円）

区分	随意契約が締結された年度	法人数 (A)	件数		支払金額	
			随意契約 (B)	1法人当たり 随意契約件数 (B)/(A)	随意契約 (C)	1法人当たり 随意契約支払金額 (C)/(A)
再就職者在籍有り	平成18年度	125	2,746	21.9	139,639	1,117
	19年度(12月まで)	115	1,742	15.1	81,009	704
	計	133	4,488	33.7	220,649	1,659
再就職者在籍無し	18年度	1,475	3,112	2.1	69,694	47
	19年度(12月まで)	1,188	2,170	1.8	35,202	29
	計	1,737	5,282	3.0	104,896	60

18年度の随意契約のうち企画競争又は公募を経ない随意契約の占める割合は、再就職者が在籍している随契先公益法人等の方が、件数で8.7ポイント、支払金額で28.8ポイント高くなっている。

(単位：法人、件、百万円)

区分	随意契約が締結された年度	法人数	件数			支払金額			平均落札率	
			随意契約(A)	企画競争又は公募を経ない随意契約(B)	企画競争又は公募を経ない随意契約の割合(B)/(A)	随意契約(C)	企画競争又は公募を経ない随意契約(D)	企画競争又は公募を経ない随意契約の割合(D)/(C)	随意契約	企画随契
再就職者在籍有り	平成18年度	125	2,746	2,568	93.5%	139,639	133,609	95.6%	97.0%	95.8%
	19年度(12月まで)	115	1,742	1,518	87.1%	81,009	74,870	92.4%	97.1%	96.5%
	計	133	4,488	4,086	91.0%	220,649	208,479	94.4%	97.0%	96.2%
再就職者在籍無し	18年度	1,475	3,112	2,639	84.8%	69,694	46,567	66.8%	97.2%	95.1%
	19年度(12月まで)	1,188	2,170	1,808	83.3%	35,202	30,240	85.9%	97.1%	95.5%
	計	1,737	5,282	4,447	84.1%	104,896	76,807	73.2%	97.1%	95.3%

発注元独立行政法人退職者の再就職者が10人以上在籍している随契先公益法人等は26法人あり、再就職者数は計588人となっている。これらの26法人について発注元独立行政法人との随意契約の状況を見ると、19年度(年間分)で件数は計1,339件、支払金額は計635億円となっている。なお、これらの26法人における再就職者に係る19年度の人件費は48億円となっている。

<発注元独立行政法人退職者の再就職者の人数の多い上位10随契先公益法人等の状況(平成19年度)> (単位：人、件、百万円)

随契先公益法人等名	発注元独立行政法人名	左の独立行政法人退職者の再就職者数	発注元独立行政法人と左の随契先公益法人等との随意契約の件数・支払金額		左の再就職者に係る随契先公益法人等での人件費	<参考>随契先公益法人等における利益剰余金(内部留保額)
			件数	支払金額		
財団法人住宅管理協会	都市再生機構	83	517	21,034	779	(544)
株式会社URリンケージ		67	151	15,687	742	3,991
財団法人労働福祉共済会	労働者健康福祉機構	38	47	833	149	(△519)
日本総合住生活株式会社	都市再生機構	33	128	14,360	312	22,470
株式会社URサポート		32	40	3,583	362	2,828
株式会社新都市ライフ		31	18	224	285	12,348
株式会社関西都市居住サービス		23	6	26	223	1,879
財団法人放射線利用振興協会	日本原子力研究開発機構	23	33	288	132	(319)
財団法人核物質管理センター		22	2	10	244	(341)
財団法人住宅金融普及協会	住宅金融支援機構	18	2	18	80	(212)

○ 主な随契先民間企業等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況

～独立行政法人ごとに、18年度の随意契約に係る支払金額又は契約金額の合計額が多い法人（合計額が1000万円以下の法人等を除く。）のうち上位30法人を対象～
随契先民間企業等1,187法人の7.7%に当たる92法人に、発注元独立行政法人退職者の再就職者が395人（うち国家公務員出身者が59人）在籍している。

＜主な随契先民間企業等への再就職者数の多い上位10位までの法人の状況（平成19年4月1日現在）＞
（単位：法人、人、百万円）

発注元独立行政法人名	区分 主な随契先民間企業等への発注元独立行政法人退職者の再就職者数 (A)		調査した主な随契先民間企業等の数 (B)	区分 (B)のうち発注元独立行政法人退職者の再就職者の在籍の有無別法人数			1法人当たりの平均再就職者数 (A)/(C)	(A)のうち国家公務員出身者	区分 (C)の主な随契先民間企業等への随契支払額	
	うち役員数			「有」 (C) ((C)/(B))	「無」	「調査困難等」			平成18年度	19年度(12月まで)
日本原子力研究開発機構	122	56	33	21 (63.6%)	12	—	5.8	—	21,114	8,304
水資源機構	85	20	32	10 (31.2%)	22	—	8.5	5	2,173	1,475
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	61	6	30	11 (36.6%)	13	6	5.5	1	5,792	2,917
国立印刷局	18	1	31	8 (25.8%)	22	1	2.2	18	2,187	900
宇宙航空研究開発機構	33	11	33	12 (36.3%)	12	9	2.7	7	18,088	8,775
国立環境研究所	17	—	30	5 (16.6%)	25	—	3.4	15	191	165
科学技術振興機構	16	6	30	3 (10.0%)	27	—	5.3	—	2,505	1,476
日本貿易振興機構	7	4	30	2 (6.6%)	28	—	3.5	—	484	—
海洋研究開発機構	6	3	30	3 (10.0%)	27	—	2.0	1	16,705	12,051
国際協力機構	5	1	30	4 (13.3%)	26	—	1.2	—	6,152	621
理化学研究所	5	5	32	1 (3.1%)	31	—	5.0	3	486	549

検査の結果に対する所見

独立行政法人制度は、導入以来7年が経過している。この間、人件費や財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保について一定の成果があったとされている一方、業務運営の在り方や契約の状況等について、様々な問題点が指摘されている。

政府は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を策定して、これを着実に実行するとともに、独立行政法人制度の原点に立ち返った見直しなどを行うため、独立行政法人の評価機能の一元化、保有資産の見直しのための法整備等を内容とする独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正案を第169回国会に提出している。

したがって、以上の検査結果を踏まえて、各独立行政法人等は、同計画において講ずることとされている措置を着実に実施するとともに、次の点に留意することが必要であ

る。

(1) 業務及び財務の状況

ア 業務について

(ア) 中期目標期間の終了時における業務の見直しに当たって、主務大臣は、独立行政法人制度の原点に立ち返り、各法人が行っている事務・事業が国民にとって真に不可欠であるかの検討を一層厳格に行うとともに、引き続き当該法人が事務・事業を行う場合であっても、その適正化・効率化等を推進する。

(イ) 中期目標の設定に当たって、主務大臣は、業務運営等の評価をより厳正に行うことができるよう、できる限り定量的かつ高水準な目標を的確に設定する。

イ 財務について

(ア) 精算収益化額に相当する額が国庫に納付されず、法人内部に留保されることとなる法人について、政府は、精算収益化額に相当する額を精算対象積立金に計上して国庫に納付している他の法人との均衡を失しないよう適切な取扱いを検討する。

(イ) 繰越欠損金を計上している法人・勘定については、その解消等に向けて計画的に取り組む。特に、独立行政法人化後に再び繰越欠損金を計上している法人や政府出資金の台帳価格が減少している、あるいは0円となっている法人・勘定にあつては、より効率的な業務運営等に努める。

(ウ) 政府出資又は政府出資見合いの資産の処分等により得た資金や旧法人から承継した政府出資見合いの金融資産で、引き続き法人内部に留保されることとなる資金について、政府は、国庫に納付することが可能となるよう、減資に関する立法措置を速やかに講ずる。

(2) 契約制度、落札率等入札及び契約の状況

ア 独立行政法人の契約制度について

(ア) 一般競争契約における公告期間、公告の方法等や予定価格の作成に関する定めなど、契約の適正化を図る上で重要な契約手続については、会計規程等において明確に定める。

(イ) 随意契約の基準において、包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合や、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、省略する理由や対象範囲が明確でない場合は、し意的な運用を排除するため、各法人の業務の特性等

を踏まえて、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定める。

- (ウ) 公告期間の下限が国の基準を下回る場合や、指名競争契約限度額や予定価格の作成の省略に関する取扱いを国の金額基準を上回って設定している場合は、業務運営上真にやむを得ないものを除き見直しを行う。
- (エ) 総合評価方式、企画競争、公募、複数年契約等、契約の適正化及び透明性の向上に効果があると認められる取組については、今後更なる導入を図るとともに、実施に当たっては、要領、マニュアル等の整備を行う。

イ 入札及び契約全般における競争性の確保について

- (ア) 国や他の独立行政法人等の契約実例を調査して参考にするとともに、発注する業務の内容に係る仕様書等を工夫したり、事業者の審査を適切に行ったりするほか、少額購入等を予定している調達についてもこれを計画的に集約することにより一括契約を可能とするなどして競争契約を拡大して、契約の透明性の向上を図る。併せて、競争契約を実施する場合においては、業務運営の安定的かつ確実な実施等に十分配慮した上で、実質的な競争性の確保を図る。
- (イ) やむを得ず随意契約によらざるを得ないとき、特に「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」という理由を適用する場合には、他に履行可能な者がいないかの把握等を、公募を適切に実施するなどして厳格に行う。
- (ウ) 仕様書等の内容を具体的に提示できる場合は、総合評価方式を含む競争契約に移行することに努める。そして、仕様書等の内容の具体的な提示が困難で随意契約によらざるを得ない場合でも、可能な限り企画競争を実施することに努める。そして、企画競争の実施に当たっては、参加者の募集は公示により行うとともに、審査の方法、評価項目等の設定を適切に行い、これらの状況や審査結果等を適時適切に開示するなどして契約の公正性及び透明性の一層の向上を図る。

ウ 公益法人等に対する随意契約について

- (ア) 従来公益法人等を契約相手方としてきた随意契約について、契約の具体的な業務内容を精査して、他に履行可能な者がおらず、真に随意契約によらざるを得ない場合に該当するもの以外は、速やかに競争契約に移行する。
- (イ) 再委託については、契約の適正な履行を確保するため、契約の内容に応じて、再委託を禁止したり、再委託に当たっては発注者の承認を要することとしたりなどする旨の契約条項を設けるとともに、再委託率が高率となっている契約につい

ては、随意契約とした理由との整合性に留意する。

エ 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について

随意契約の見直しを確実に実施するため、契約事務の合理化、効率化等を引き続き進めるとともに、契約の適正化に向けた審査体制の一層の充実に努める。また、契約の透明性の向上を図るため、契約に係る情報を引き続き適切に公表するとともに公表方法の一層の充実に努める。

オ 発注元独立行政法人退職者の再就職について

発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している法人を随意契約の相手方とする場合には、特に透明性の確保に留意して、随意契約とした理由の妥当性等について十分に説明責任を果たせるようにする。

また、会計検査院としては、政府出資又は政府出資見合いの資産の処分等により得た資金、旧法人から承継した政府出資見合いの金融資産で、法人内部に留保されている資金の管理はどのようになされるか、また、保有資産の見直しのための法整備の状況を踏まえて、各独立行政法人に留保されている資金は適切に国庫納付がなされることになるかについて、今後とも注視していくこととする。

会計検査院としては、本報告の取りまとめに際して、19年12月に策定された随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を終えるに至っていない部分があることなどから、これを中心に引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。